

# 宮城県高等学校文化連盟写真専門部規約

## 第1章 総則

### 1 (名称)

本専門部は、宮城県高等学校文化連盟写真専門部と称する。

### 2 (目的)

本専門部は、学校教育の本旨に則り、宮城県高等学校文化連盟に所属する諸学校における、写真部活動の発展と進行に資することを目的とする。

### 3 (組織)

本専門部は、県内の加盟校をもって組織する。

### 4 (事業)

本専門部は、前条の目的を達成するために、次のような事業を行う。

- (1) 展覧会、講習会などの開催
- (2) 全国高文連・宮城県高文連の主催する行事への参加。
- (3) その他専門部において必要と認める事業。

### 5 (事務局)

本専門部の事務局を専門部長の指定する学校に置く。

## 第2章 役員

### 6 (役員)

本専門部に次の役員を置く。

- (1) 専門部長 (1名)
- (2) 副専門部長 (2名)
- (3) 理事 (事務局) (1名)
- (4) 幹事 (事務局次長) (若干名)
- (5) 会計 (1名)
- (6) 監事 (若干名)

### 7 (役員を選出)

役員を選出は総会の議決を経て行う。

### 8 (役員の仕事)

- (1) 専門部長は、本専門部を代表し、業務を統括する。
- (2) 専門部長は、役員会を組織し、業務を処理する。
- (3) 副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長不在の時その職務を代行する。
- (4) 理事は、宮城県高等学校文化連盟理事会に参加する。
- (5) 理事は、全国高等学校文化連盟写真専門部理事会に参加する。
- (6) 理事・幹事は、業務を処理する。
- (7) 会計は、経理を行う。
- (8) 監事は、会計を監査する。

## 9（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

### 第3章 会議

#### 10（会議）

本専門部に次の会議を置き、専門部長が必要に応じてこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 役員会

#### 11（総会）

- (1) 総会は、加盟校で構成する。
- (2) 総会の成立は、委任状を含め、過半数の出席により成立し、議決は過半数でこれを決する。
- (3) 総会は、次の事項を審議、決定する。

①予算、決算の審議及び承認。

②事業の報告及び計画。

③本専門部の規約に関する事項。

④役員を選任に関する事項。

⑤その他運営に必要な事項。

#### 12（役員会）

役員会は、次のような事項を計画立案し、総会にはかる。

- (1) 展覧会、講習会、その他の行事に関する事項。
- (2) 予算及び決算に関する事項。
- (3) その他、本専門部に関する事項。

### 第4章 会計

#### 13（経費）

本専門部の経費は、宮城県高等学校文化連盟の予算、本専門部への補助金、及びその他の収入をもってあてる。

#### 14（予算、決算）

本専門部の収支予算は総会の決議により定め、終始決算は会計年度終了後、監事の監査を経て、次の総会で承認を得なければならない。

#### 15（会計年度）

本専門部の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 16（会計経理）

本専門部の会計経理は、総会の議決を経て行う。

### 第5章 雑則

#### 17（規約改正）

この規約は、総会の議決によらなければ変更することはできない。

#### 18（施行）

この規約は、平成20年5月16日から施行する。

第1回規約改正は、平成26年5月23日より施行する。

#### 19（付則）

- （1）宮城県高等学校文化連盟写真専門部の業務は宮城県高等学校写真連盟に委託する。
- （2）宮城県高等学校文化連盟写真専門部長は、宮城県高等学校写真連盟会長を兼務する。
- （3）宮城県高等学校文化連盟写真専門副部長は、宮城県高等学校写真連盟副会長を兼務する。
- （4）宮城県高等学校文化連盟理事は、宮城県高等学校写真連盟事務局長が兼務する。
- （5）宮城県高等学校文化連盟からの交付金は、宮城県高等学校写真連盟会計に運用を委託する。